

鳥取県県土整備部公共工事建設副産物活用実施要領改正 新旧対照表

改正後	改正前
<p><b>2 定義</b></p> <p>用語の定義は次による。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>建設副産物：建設工事に伴って副次的に得られるものをいう。</li> <li>再生資源：建設副産物のうち有用なものであって原材料として利用することができるもの又はその可能性のあるものをいう。</li> <li>再生資材：再生資源のうちそのままでは原材料として利用できないものを再生処理等を行って使用可能にしたものをいう。</li> <li>再資源化：建設副産物を建設工事等の資材又は材料として利用できるようにする行為をいう。</li> <li>指定副産物：建設副産物であって、その全部又は一部を再生資源として利用することを促進することが特に必要なものをいう。建設業については、土砂、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材を指定副産物として定めている。</li> <li>建設廃棄物：建設副産物のうち「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（廃掃法）に規定する廃棄物に該当するものをいう。</li> <li>特定建設資材廃棄物：特定建設資材（コンクリート、アスファルト・コンクリート、木材）が廃棄物となったものをいう。</li> <li><del>土質改良プラント：建設発生土の再資源化を行うための施設をいう。工事現場から搬出される建設発生土を受け入れ、改良・販売する事業を行うもの。</del></li> <li>再資源化施設：建設資材廃棄物の再資源化を行うための施設をいう。工事現場から搬出される建設廃棄物を受け入れることができるのは、廃掃法の規定による中間処理業の許可を有しているものに限られる。</li> </ul>	<p><b>2 定義</b></p> <p>用語の定義は次による。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>建設副産物：建設工事に伴って副次的に得られるものをいう。</li> <li>再生資源：建設副産物のうち有用なものであって原材料として利用することができるもの又はその可能性のあるものをいう。</li> <li>再生資材：再生資源のうちそのままでは原材料として利用できないものを再生処理等を行って使用可能にしたものをいう。</li> <li>再資源化：建設副産物を建設工事等の資材又は材料として利用できるようにする行為をいう。</li> <li>指定副産物：建設副産物であって、その全部又は一部を再生資源として利用することを促進することが特に必要なものをいう。建設業については、土砂、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材を指定副産物として定めている。</li> <li>建設廃棄物：建設副産物のうち「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（廃掃法）に規定する廃棄物に該当するものをいう。</li> <li>特定建設資材廃棄物：特定建設資材（コンクリート、アスファルト・コンクリート、木材）が廃棄物となったものをいう。</li> <li>土質改良プラント：建設発生土の再資源化を行うための施設をいう。工事現場から搬出される建設発生土を受け入れ、改良・販売する事業を行うもの。</li> <li>再資源化施設：建設資材廃棄物の再資源化を行うための施設をいう。工事現場から搬出される建設廃棄物を受け入れることができるのは、廃掃法の規定による中間処理業の許可を有しているものに限られる。</li> </ul>

改正後	改正前
<p><b>3 建設副産物の利用（再資源化）の促進</b></p> <p>建設副産物の利用及び再生資材としての利用促進を図ることについては、以下のとおりとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 土砂</p> <p>ア 当該工事現場内の盛土等に利用する。</p> <p>イ アにより利用できない建設発生土については、当該工事現場から 50km の範囲内に建設発生土を利用することができる他の公共工事があり、受入れ時期、土質等の調整が可能な場合は、その現場又は発注者が指定する仮置き（保管）場へ搬出し利用する。</p> <p>ウ ア又はイにより利用できない建設発生土については、当該工事現場から 50km 以内にある公益財団法人鳥取県建設技術センターの事業所又は受入れ可能な地方公共団体等が運営する残土処分場（以下「事業所等」という。）、民間受入地（民間残土受入地の登録申請及び審査要領（平成 17 年 3 月 30 日第 200400026086 号県土整備部部長通知）2 の規定により登録した民間受入地をいう。）及び土質改良プラントの中で運搬費及び処分費に要するコストが最も安価となる所へ搬出する。</p> <p>ただし、大規模事業で専用の事業所等を設置する場合、又は建設発生土対策協議会において搬出先の調整を行った場合には、前記によらず搬出先を指定することができる。</p> <p>なお、地方公共団体等が運営する残土処分場とは、地方公共団体又は地方公共団体が委託した土地開発公社が運営する残土処分場をいい、地方公共団体等が運営する残土処分場への処分費については技術企画課と協議の上、決定する。</p> <p>エ 用地交渉条件により、当該工事に隣接する土地へ建設発生土の搬出を行うもので、搬出先の土地における使用目的の変更を伴わない軽易なものについては、ア、イ又はウによらず各総合事務所長、西部県土整備局日野振興センター長及び各県土整備事務所長が判断し</p>	<p><b>3 建設副産物の利用（再資源化）の促進</b></p> <p>建設副産物の利用及び再生資材としての利用促進を図ることについては、以下のとおりとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 土砂</p> <p>ア 当該工事現場内の盛土等に利用する。</p> <p>イ アにより利用できない建設発生土については、当該工事現場から 50km の範囲内に建設発生土を利用することができる他の公共工事があり、受入れ時期、土質等の調整が可能な場合は、その現場又は発注者が指定する仮置き（保管）場へ搬出し利用する。</p> <p>ウ ア又はイにより利用できない建設発生土については、当該工事現場から 50km 以内にある公益財団法人鳥取県建設技術センターの事業所又は受入れ可能な地方公共団体等が運営する残土処分場（以下「事業所等」という。）、民間受入地（民間残土受入地の登録申請及び審査要領（平成 17 年 3 月 30 日第 200400026086 号県土整備部部長通知）2 の規定により登録した民間受入地をいう。）及び土質改良プラントの中で運搬費及び処分費に要するコストが最も安価となる所へ搬出する。</p> <p>ただし、大規模事業で専用の事業所等を設置する場合、又は建設発生土対策協議会において搬出先の調整を行った場合には、前記によらず搬出先を指定することができる。</p> <p>なお、地方公共団体等が運営する残土処分場とは、地方公共団体又は地方公共団体が委託した土地開発公社が運営する残土処分場をいい、地方公共団体等が運営する残土処分場への処分費については技術企画課と協議の上、決定する。</p> <p>エ 用地交渉条件により、当該工事に隣接する土地へ建設発生土の搬出を行うもので、搬出先の土地における使用目的の変更を伴わない軽易なものについては、ア、イ又はウによらず各総合事務所長、西部県土整備局日野振興センター長及び各県土整備事務所長が判断し</p>

改正後	改正前
<p>搬出を行うこととする。</p> <p>オ ア、イ、ウ又はエによりがたい場合は、その建設工事の監督業務を所管する各機関（以下「工事監督機関」という。）において、本庁の担当課と協議して、その処分方法を決定する。</p> <p>カ ア、イ又はエにより利用できない建設発生土について、これを譲り受けたいとの第三者からの申し入れがあったときは、下記により一般競争入札を行い売却する。（別紙1参照）</p> <p>(ア) 予定価格は、建設発生土の掘削費相当額以上とする。ただし、当該額での売却が困難と予想される場合、工事監督機関は、本庁の担当課と協議して、当該額未満の予定価格を定めることができる。</p> <p>(イ) 建設発生土は、当該工事現場で引き渡す。ただし、当該工事現場での引き渡しが困難と予想される場合、工事監督機関は、本庁の担当課と協議して、引き渡し場所を決めることができる。</p> <p>(ウ) 工事の請負者に対しては、譲渡する建設発生土の運搬及び投棄料に係る経費を減額し、変更契約する。</p> <p>(エ) 国庫補助事業等にあつては、補助対象経費から運搬及び投棄料等に係る経費並びに売却収入を減額し、変更申請する。</p> <p>(3) ～ (4) 略</p> <p>(5) 建設発生木材</p> <p>ア 処分を前提として取得した立木を伐採した木材については、木材市場等に売却する。この場合においては、原則として2社以上から見積もり等を徴収し、運搬費も含めた経費が最も経済的となる木材市場等に売却すること。搬出後、確定した売却費（木材市場等の販売手数料及び整理手数料を差し引いた額）を工事請負費に反映し変更契約する。ただし、運搬費も含めた経費が、バイオマス発電燃料加工施設又は再資源化施設へ搬</p>	<p>搬出を行うこととする。</p> <p>オ ア、イ、ウ又はエによりがたい場合は、その建設工事の監督業務を所管する各機関（以下「工事監督機関」という。）において、本庁の担当課と協議して、その処分方法を決定する。</p> <p>カ ア、イ又はエにより利用できない建設発生土について、これを譲り受けたいとの第三者からの申し入れがあったときは、下記により一般競争入札を行い売却する。（別紙1参照）</p> <p>(ア) 予定価格は、建設発生土の掘削費相当額以上とする。ただし、当該額での売却が困難と予想される場合、工事監督機関は、本庁の担当課と協議して、当該額未満の予定価格を定めることができる。</p> <p>(イ) 建設発生土は、当該工事現場で引き渡す。ただし、当該工事現場での引き渡しが困難と予想される場合、工事監督機関は、本庁の担当課と協議して、引き渡し場所を決めることができる。</p> <p>(ウ) 工事の請負者に対しては、譲渡する建設発生土の運搬及び投棄料に係る経費を減額し、変更契約する。</p> <p>(エ) 国庫補助事業等にあつては、補助対象経費から運搬及び投棄料等に係る経費並びに売却収入を減額し、変更申請する。</p> <p>(3) ～ (4) 略</p> <p>(5) 建設発生木材</p> <p>ア 当該工事現場から 50km の範囲内に再資源化施設がある場合は、当該再資源化施設へ搬出する。</p> <p>イ アにより搬出することができない建設発生木材については、最終処分場（焼却施設）へ搬出し、減量化する。ただし、当該最終処分場へ搬出する経費より、当該工事現場から 50km の範囲外にあ</p>

改正後	改正前
<p>出した方が安価となる場合は、当該施設へ搬出する。</p> <p>イ アにより搬出できない木材については、バイオマス発電燃料加工施設に売却する。この場合においては、最新の「発電利用に供する木質バイオマスの証明のためのガイドライン」(林野庁)に基づき伐採・運搬を行う者又は立木の所有者自らが由来の証明書(別紙2)を作成し、バイオマス発電燃料加工施設に交付することとする。なお、伐採・運搬を行う者が由来の証明書を作成する場合は、鳥取県森林組合連合会が登録・審査した認定団体であることが求められる。</p> <p>ただし、運搬費も含めた経費が、再資源化施設へ搬出した方が安価となる場合は、当該再資源化施設へ搬出する。</p> <p>ウ ア又はイにより搬出することができない建設発生木材については、当該工事現場から50kmの範囲内に再資源化施設がある場合は、当該再資源化施設へ搬出する。</p> <p>エ ア、イ又はウにより搬出することができない建設発生木材については、中間処理施設(焼却施設)へ搬出し、減量化する。</p> <p>ただし、当該中間処理施設へ搬出する経費より、当該工事現場から50kmの範囲外にある再資源化施設へ搬出する経費の方が安価となる場合は、当該再資源化施設へ搬出する。</p> <p>オ 処分を前提として取得した立木を伐採した木材について、第三者から譲り受けたいとの申し出があった場合は、ア、イ、ウ又はエにより搬出することができる場合であっても、次に定めるところにより一般競争入札を行い売却する。(別紙1参照)</p> <p>(ア) 予定価格は、1円以上とする。ただし、処分を前提として取得した立木を伐採した木材のうち木材市場等で取り扱っているものについては、木材市場等で売却した場合の売却費から当該工事現場から木材市場等までの運搬費を差し引いた額以上とする。</p> <p>(イ) 伐採木は、当該工事現場で引き渡す。</p> <p>(ウ) 工事請負者に対しては、伐採木の運搬及び再資源化施設等への搬出する経費を減額</p>	<p>る再資源化施設へ搬出する経費の方が安価となる場合は、当該再資源化施設へ搬出する。</p> <p>ウ 処分を前提として取得した立木を伐採した木材については、ア又はイにより搬出することができる場合であっても、木材市場等(別紙2参照)に売却する。この場合においては、原則として2社以上から見積もり等を徴収し、運搬費も含めた経費が最も経済的となる木材市場等に売却すること。搬出後、確定した売却費(木材市場等の販売手数料及び整理手数料を差し引いた額)を工事請負費に反映し変更契約する。</p> <p>ただし、運搬費も含めた経費が、再資源化施設へ搬出した方が安価となる場合は、当該再資源化施設へ搬出する。</p> <p>なお、木材市場等では取り扱っていない竹、小径木、枝葉、根株等については、ア又はイにより搬出する。</p> <p>エ 処分を前提として取得した立木を伐採した木材について、第三者から譲り受けたいとの申し出があった場合は、ア、イ又はウにより搬出することができる場合であっても、次に定めるところにより一般競争入札を行い売却する。(別紙1参照)</p> <p>(ア) 予定価格は、1円以上とする。ただし、処分を前提として取得した立木を伐採した木材のうち木材市場等で取り扱っているものについては、木材市場等で売却した場合の売却費から当該工事現場から木材市場等までの運搬費を差し引いた額以上とすること。</p> <p>(イ) 伐採木は、当該工事現場で引き渡す。</p> <p>(ウ) 工事請負者に対しては、伐採木の運搬及び再資源化施設等への搬出する経費を減額し、変更契約する。</p> <p>オ ア又はイにより建設発生木材を搬出する場合、廃掃法等に基づき、適正に処理されなければならない。</p>

改正後	改正前
<p>し、変更契約する。</p> <p>カ ウ又はエにより建設発生木材を搬出する場合、廃掃法等に基づき、適正に処理されなければならない。</p> <p>4 再生資材等の使用の促進</p> <p>「県土整備部リサイクル製品使用基準」に基づく再生資源を利用して製造された製品は、その適用範囲により優先して基礎材、路盤材、アスファルト混合物等へ使用する。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 設計変更</p> <p>工事発注後、流用先の工事現場あるいは再資源化施設の事情により搬出先等を変更したこと、再生材が必要量確保できなくなったこと等やむを得ない事情により新材等を使用することとなった場合は、受発注者で協議の上、変更契約する。</p> <p>5 施工計画における取扱い</p> <p>資源有効利用促進法第 18 条関係省令第 7 条第 1 項及び法第 18 条関係省令第 8 条第 1 項に定める規模以上の場合、再生資源利用促進計画書および再生資源利用計画書（別紙 3）を作成し、施工計画書に添付する。</p> <p>また、建設廃棄物の搬出が予定される場合は、建設廃棄物処理計画書（別紙 4）を作成し、施工計画書に添付する。</p>	<p>4 再生資材等の使用の促進</p> <p>「県土整備部リサイクル製品使用基準」に基づく再生資源を利用して製造された製品は、その適用範囲により優先して基礎材、路盤材、アスファルト混合物等へ使用すること。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 設計変更</p> <p>工事発注後、流用先の工事現場あるいは再資源化施設の事情により搬出先等を変更したこと、再生材が必要量確保できなくなったこと等やむを得ない事情により新材等を使用することとなった場合は、設計変更を行うこと。</p> <p>5 施工計画における取扱い</p> <p>再生資源利用促進計画書および再生資源利用計画書（別紙 3）を作成するとともに、建設廃棄物処理計画書（別紙 4）を作成し、施工計画書に盛り込み提出させることとする。</p> <p>なお、再生資源利用促進計画書および再生資源利用計画書の作成は、リサイクル法第 15 条関係省令第 8 条第 1 項及び法第 34 条関係省令第 7 条第 1 項に定める規模以上の場合とする。（別紙 5 参照）</p>

改正後

別紙2

第 年 月 号 日  
令和

発電用チップに係る一般木質バイオマス証明

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇様  
(バイオマス発電燃料加工施設)

所有者名  
所有者住所

下記の物件は、全て〇〇(※剪定枝など、具体的な一般木質バイオマスの種類を記載する。)であることを証明します。

記

1. 物件名(※剪定枝など、具体的な一般木質バイオマスの種類を記載)
2. 当該バイオマスの発生場所(伐採箇所など)
3. 樹種
4. 数量

改正前

別紙2

鳥取県内の木材市場

地区	名称	住所	電話番号	備考
東部	鳥取県森林組合連合会	鳥取市湖山町西 2-413	0857-28-0121	
東部	石谷林業 株式会社智頭支店	八頭郡智頭町大字市瀬 1438-1	0858-75-0635	
東部	智頭町森林組合	八頭郡智頭町大字智頭 2061-4	0858-75-0075	
東部	八頭中央森林組合	八頭郡八頭町都家 783-10	0858-72-1111	
東部	若桜木材協同組合	八頭郡若桜町大字若桜 1344-1	0858-76-5100	
中部	鳥取県中部森林組合	倉吉市大原 1034-1	0858-22-6622	
西部	株式会社 米子木材市場	米子市泉 706-216	0859-27-0721	
西部	株式会社 米子木材市場生山支店	日野郡日南町下石見 1829-109	0859-83-1228	
西部	日南町森林組合	日野郡日南町生山 423-2	0859-82-0130	

改正後

別紙3

再生資源利用促進計画書及び再生資源利用計画書

再生資源利用促進計画書及び再生資源利用計画書の様式については、下記URL（国土交通省HP内）より最新版をダウンロードしてください。

[http://www.mlit.go.jp/sochi/sochi/region/rocsda/408/rnrcst/40806/soem\\_0080001/rocsda1.htm](http://www.mlit.go.jp/sochi/sochi/region/rocsda/408/rnrcst/40806/soem_0080001/rocsda1.htm)

再生資源利用促進計画及び再生資源利用計画の該当工事

- (1) 「資源有効利用促進法」により一定規模以上の指定副産物が工事現場から搬出される工事について再生資源利用促進計画を作成することが義務づけられている。

再生資源利用促進計画の該当工事

計画を作成する工事	定める内容
次の各号の一に該当する指定副産物を搬出する工事 1 建設発生土……………1,000 <sup>m</sup> 以上 2 コンクリート塊 アスファルト・ コンクリート塊 合計 200t 以上 建設発生木材	1 指定副産物の種類ごとの搬出量 2 指定副産物の種類ごとの再資源化施設 又は他の建設工事現場への搬出量 3 その他指定副産物に係る再生資源の利 用の促進に関する事項

- (2) また、「資源有効利用促進法」では、一定規模以上の建設資材を搬入する工事について再生資源利用計画を作成することが義務付けられている。

再生資源利用計画の該当工事

計画を作成する工事	定める内容
次の各号の一に該当する建設資材を搬入する建設工事 1 土 砂……………1,000 <sup>m</sup> 以上 2 砕 石…………… 500t 以上 3 加熱アスファルト混合物 …………… 200t 以上	1 建設資材ごとの利用量 2 利用量のうち再生資源の種類ごとの利 用量 3 その他再生資源の利用に関する事項

※建設資材（生コンクリート、木製資材）及び建設廃棄物（建設汚泥、金属くず、紙くず、廃プラスチック類、腐塩化ビニル管・継手、腐石膏ボード、その他の分別された廃棄物、建設混合廃棄物）は、資源有効利用促進法で定められている品目ではありませんが、調査対象となる工事の中でこれらの品目が利用又は発生する場合には、あわせて作成してください。

改正前

別紙3

再生資源利用促進計画書及び再生資源利用計画書

再生資源利用促進計画書及び再生資源利用計画書の様式については、下記URL（国土交通省HP内）より最新版をダウンロードしてください。

[http://www.mlit.go.jp/sochi/sochi/region/rocsda/408/rnrcst/40806/soem\\_0080001/rocsda1.htm](http://www.mlit.go.jp/sochi/sochi/region/rocsda/408/rnrcst/40806/soem_0080001/rocsda1.htm)



改正後

(削除)

改正前

別紙5

再生資源利用促進計画及び再生資源利用計画の該当工事

- (1) 「資源有効利用促進法」により一定規模以上の指定副産物が工事現場から搬出される工事について再生資源利用促進計画を作成することが義務づけられている。

再生資源利用促進計画の該当工事

計画を作成する工事	定める内容
次の各号の一に該当する指定副産物を搬出する工事	1 指定副産物の種類ごとの搬出量
1 建設発生土……………1,000㎡以上	2 指定副産物の種類ごとの再資源化施設又は他の建設工事現場への搬出量
2 コンクリート塊 アスファルト・ コンクリート塊 建設発生木材	3 その他指定副産物に係る再生資源の利用の促進に関する事項

- (2) また、「資源有効利用促進法」では、一定規模以上の建設資材を搬入する工事について再生資源利用計画を作成することが義務付けられている。

再生資源利用計画の該当工事

計画を作成する工事	定める内容
次の各号の一に該当する建設資材を搬入する建設工事	1 建設資材ごとの利用量
1 土 砂……………1,000㎡以上	2 利用量のうち再生資源の種類ごとの利用量
2 砕 石…………… 500t 以上	3 その他再生資源の利用に関する事項
3 加熱アスファルト混合物 …………… 200t 以上	

※建設資材（生コンクリート、木製資材）及び建設廃棄物（建設汚泥、金属くず、紙くず、廃プラスチック類、廃塩化ビニル管・継手、廃石膏ボード、その他の分別された廃棄物、建設混合廃棄物）は、資源有効利用促進法で定められている品目ではありませんが、調査対象となる工事の中でこれらの品目が利用又は発生する場合には、あわせて作成してください。